

第Ⅲ章

計画の目標と基本方針

計画の目標から基本方針まで

- 1 計画の基本理念
- 2 みどりの将来像
 - (1) みどりの将来像のイメージ
 - (2) みどりの将来あるべき姿(=状態)のそれぞれの場におけるイメージ
- 3 みどりの将来像の実現に向けた目標
 - (1) みどりの量の維持・向上
 - (2) みどりの質を高める
- 4 7つの基本方針

計画の目標から基本方針まで

計画の目標は、計画の基本理念及びみどりの将来像と、その実現に向けた目標を定め、目標を実現するため、7つの基本方針と、それに基づいた14の施策展開の方向を定めました。

計画の目標

計画の基本理念

人と自然が共生し、「みどりに親しめるまち横須賀」を育み、未来へ引き継ぐ

みどりの将来像

多様なみどりが身近に存在し、それらがネットワークされた「みどりの中の都市」

みどりの将来像の実現に向けた目標

みんなの力で「みどりの量を維持・向上させるとともに質を高めます」



目標を実現するための7つの基本方針と14の施策展開の方向

7つの基本方針

- 基本方針1：みどりをみんなで守り、つくり、再生し、育て、活かすとともに、そのみどりと親しみ、みどりを大切にする意識を未来の人々に継承します
- 基本方針2：安全・安心の確保に寄与するみどりを守り、つくり、再生するとともに、みどりを安全な状態に保ちます
- 基本方針3：生物多様性を支えるみどりを守り、つくり、再生するとともに、多くの生物が調和を持って生息・生育・繁殖できる環境を保ちます
- 基本方針4：市民生活と一体となった身近なみどりを守り、つくり、再生するとともに、快適で心地よい状態に保ち、みどり豊かな市街地を形成します
- 基本方針5：人々の交流やいきいきとした生活に寄与するとともに、身近に親しめるみどりを守り、つくり、再生し、活かします
- 基本方針6：横須賀らしい都市景観や自然的景観及び歴史的・文化的資産と一体となったみどりを守り、つくり、再生します
- 基本方針7：地球温暖化を緩和し、温暖化に起因すると考えられる極端気象などの各種の変化に適応するとともに、自然環境を支えるみどりを守り、つくり、再生します



14の施策展開の方向

- (1) みどりをみんなで守り、つくり、再生し、育てながら活かす意識の共有と連携
- (2) みどりを活かし親しみながら、みどりを大切にする意識と活動を未来へ継承する取り組みの推進
- (3) 安全・安心の確保に寄与するオープンスペースの整備
- (4) 防災性を高めるための樹林地の維持・管理と、安心して利用できるみどりの場づくり
- (5) 多様な生物が生息・生育・繁殖できる場の保全・創出
- (6) みどりとみどりをつなぐ「みどりのネットワーク」づくりの推進
- (7) みどり豊かな市街地の形成
- (8) みどりに親しめる身近な公園・緑地等の適正配置及び維持管理
- (9) 交流の場となるみどりの充実と、それらをつなぐプロムナードなどの充実
- (10) 交流の場となるみどりをより身近に親しめるプログラムの充実
- (11) 都市の街なみと調和した目に見えるみどりの保全・創出
- (12) 自然的景観や歴史的・文化的資産と一体となったみどりの保全・創出
- (13) 地球温暖化に対応（緩和策・適応策）したみどりの保全・創出
- (14) 骨格となる丘陵部のみどりや自然環境を支えるみどりの保全

人と自然が共生し、 「みどりに親しめるまち横須賀」を育み、未来へ引き継ぐ

本市におけるみどりの意義や、様々な背景や課題を踏まえ、計画の基本理念を『人と自然が共生し、「みどりに親しめるまち横須賀」を育み、未来へ引き継ぐ』とします。

横須賀市には、半島特有の海とみどり、猿島などの自然、中世の三浦一族の史実や開国期を彩った歴史的・文化的資産などの地域資源があります。本市は、これらの地域資源を活用し、「国際海の手文化都市」を街づくりの目標としています。これは、自然環境を育みながら、人々が様々な交流を広げ、豊かでゆとりある安心した生活を実現し、海から世界へ、そして未来へと開いていく、国際性豊かな感性あふれる文化都市をめざすものです。

こうした中で、これからの時代は人々の個性や異なる価値観を尊重しながらも、自然環境を大切にし、人と自然が共に生き、存在する共生関係が求められています。

かつて、人々はみどり等の自然環境を上手に活かしながら共生してきました。そして、その状況が本市の原風景でもありました。

しかし、近代から現代の急激な人口増加に伴う都市化と生活様式の変化によって、人はみどりを減少させるとともに、みどりを利活用しなくなったことで自然環境の荒廃が進みました。

現在は、地球規模の環境問題の顕在化とともに、人を含む多様な生物が生息・生育・繁殖していくことができる豊かな自然環境を守り、つくり、再生し、育てながら活かすことの重要性が高まり、さらに人々が快適で豊かに生活していける都市づくりが求められています。

そのために、今後は「人と自然は共に生きる（＝共生）」ことを再認識していくことが必要です。

人々がみどりなどの自然に身近に親しむことができるような場や、機会を増やしていくことは、みどりの価値を高めることでもあり、その結果として、都市の価値を高めることでもあると考えられます。

「みどりに親しめるまち横須賀」をめざすことは、市民一人ひとりの生活に潤いと、楽しみのある豊かな暮らしに貢献し、市民満足度を向上させることへとつながります。

そして、そうしたまちづくりは、市民みんなの力を合わせて育てることが重要と考えます。

みんなで、みどりを守り、つくり、再生し、育てながら活かす（＝親しむ）ことで、みどりの大切さを認識し、その意識とみどりを共に将来へ引き継いでいくことが、横須賀市の持続的な発展と、市民の豊かな暮らしの継続に必要不可欠なものです。

人口減少、少子高齢化時代を迎え、誰もが住みやすく、暮らしやすい街をつくり、そして市民一人ひとりが日々の暮らしに充実感を持って生活していけることが求められています。それにより、本市に「住み続けたい」「住みたい」と思うきっかけを提供することができます。

こうしたことから、人と自然が共生し、みんなの力を合わせ、「みどりに親しめるまち横須賀」を育み、未来の世代に引き継いでいくことをめざします。

2 みどりの将来像

多様なみどりが身近に存在し、 それらがネットワークされた「みどりの中の都市」

「計画の基本理念」を受け、これからの横須賀市における「みどりの視点から捉えた都市のあるべき姿」である「みどりの将来像」は上記のとおりです。

本市には、丘陵、斜面緑地、谷戸や里山的環境、農地、ため池、河川、海辺（自然海岸）、街なかの公園、市街地のみどり（街路樹、各家庭のみどり）など、「多様なみどり」が存在しています。これらのみどりが人々の生活の場に身近に存在することで、人々は自然のめぐみを受ける機会が増えるとともに、いきいきと心豊かな生活を送ることが可能となります。

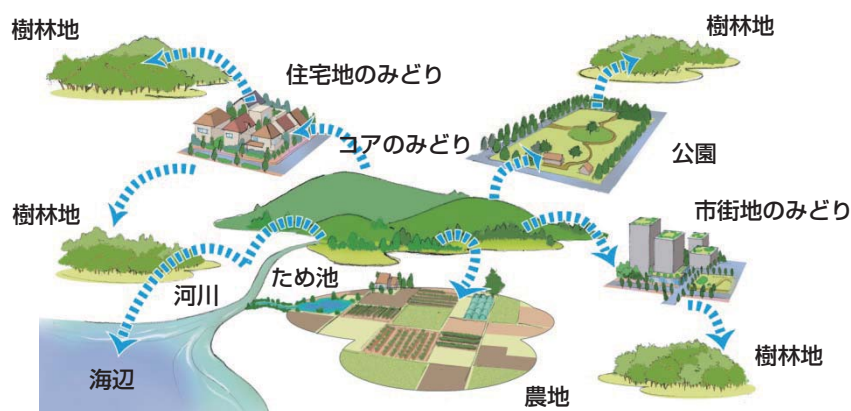
また、これらの多様なみどりは、単独で存在するのではなく、それぞれを繋ぎネットワークさせることで、生物の多様性の確保に一層貢献するとともに、三浦半島らしい美しい都市景観の創出や都市環境の向上に寄与します。

こうしたことから、今後は、都市の中にみどりを配置するのではなく、「豊かなみどりの中に都市が存在している」姿を、みどりの将来像とし、その実現をめざします。

本計画では、この将来像の実現に向けた「目標」や「7つの基本方針」及び推進すべき「14の施策展開の方向」を掲げています。

(1) みどりの将来像のイメージ

- ◇かけがえのないみどりを、みんなが主体となって育みながら活かしている
- ◇身近なみどりが適切に管理され、安全で安心して生活するために貢献している
- ◇人と生物が共存する健全な生態系が確保され、丘陵から海辺までのみどりがネットワークされている
- ◇軸や拠点のみどり、回廊のみどり、その他のみどりの質が高く維持され、多くの人々がそのみどりに身近にふれあうことができ、いきいきと生活するために貢献している
- ◇首都圏のグリーンベルトの中の都市として、良好で広域的な自然環境が残り、それらに囲まれたみどり豊かな都市が形成されている



みどりのネットワーク（コアのみどりとサテライトのみどりをつなぐネットワーク）

みどりの将来像図



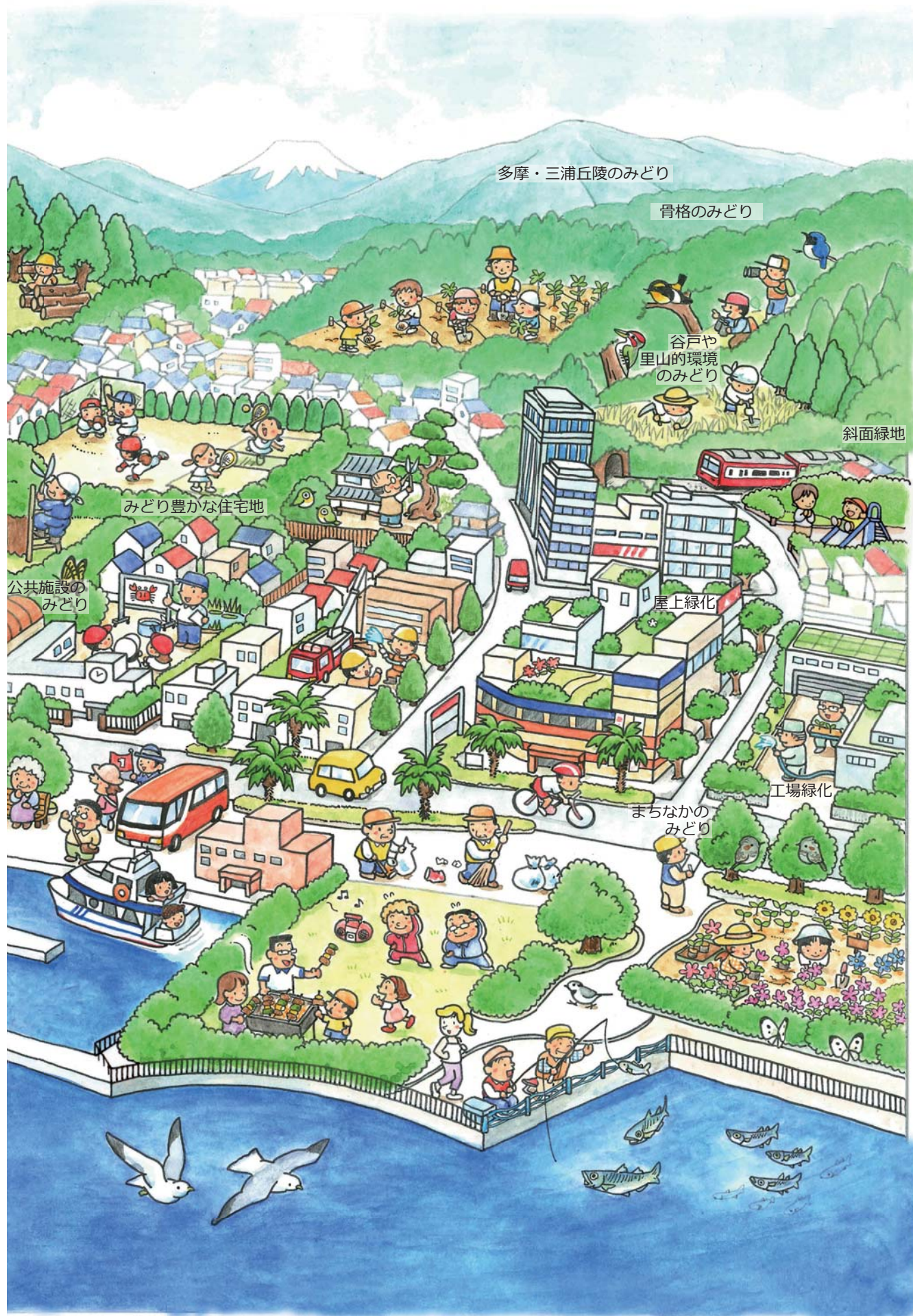
将来像図は、みどりの主な区域を枠取りしたり、線（道路・河川・海辺などのみどり）で表現し、将来のみどりの理想的な状態を表したものです。

将来像は「骨格となるみどり」が保全され、かつ、その周辺の「拠点のみどり」「身近なみどり・水辺空間」が保全・創出されることで、本市全域のみどりが繋がり（ネットワーク化）、「みどりの中の都市」が実現している状態と考えます。

「みどりの中の都市」のイメージ図

本市には、多様なみどりが存在しています。そのみどりの中で、人々がさまざまな活動を行うことで、みどりの機能が発揮され、より良い状態に保たれます。そして、市民がみどりを身近に感じ、親しむことにより、みどりは人々の いきいきとした生活に貢献します。





(2) みどりの将来あるべき姿（＝状態）のそれぞれの場におけるイメージ

みどりの将来像図にある、主なみどりの要素に着目し、それぞれの場や取り組みにおける「みどりの将来あるべき姿（＝状態）」のイメージを以下に示します。

◇みんなのみどりのイメージ

かけがえのないみどりをみんなで守り、つくり、再生し、育てながら活かしている状態

「かけがえのないみどり」を、市民・NPO・事業者・行政などの様々な主体が、適切な役割分担あるいは連携や協働によって、持続的にみどりに対する取り組みを行うことで多様なみどりが支えられ、活かされている状態と捉えています。

◇広域的なみどりのネットワークのイメージ

市域を越えた広域的なみどりのネットワークが形成されている状態

広域的な自然環境の一部を支えるみどりが、行政区域を越えた連携により広域的な視点でのネットワークが形成されている状態と捉えています。これにより、樹林地などのまとまりや、水辺空間との連続性が確保され、水とみどりの広域的なネットワークが形成された状態でもあります。

◇まとまりのある樹林地のみどりのイメージ

三浦半島の骨格を形成するみどりや生物多様性を支えるみどりが守られ、つくられ、再生されている状態

首都圏の生物多様性の確保だけでなく地球環境を支えるためのみどりとして守られ、再生されている状態と捉えています。また、それらのみどりが適切な対策や維持・管理によって良好な状態で、かつ安全性が確保されている状態でもあります。

◇農地におけるみどりのイメージ

農地のみどりが守られている状態

市域の南西部には、農業振興地域内農用地区域のみどりが広がり、良好な自然環境と景観が形成されています。これらの農用地のみどりが維持・管理されている状態と捉えています。

◇身近な拠点のみどりのイメージ

拠点となるみどりが、守られ、つくられ、ネットワークされている状態

自然の拠点となるみどりは、豊かな自然環境を有し、多様な生物の生息・生育・繁殖の場となるみどりが守られ、つくられ、河川や水路などの水辺や、街路樹等でネットワークされるとともに、適切に維持・管理されることにより、生物多様性の確保に貢献している状態と捉えています。

また、交流の拠点となるみどりは、市内外から多くの人々が訪れ、レクリエーションや活動を楽しんだり、健康増進を図るなど、みどりが積極的に活用されている状態と捉えています。

◇みどりのネットワークのイメージ

骨格となるみどりと周辺の拠点のみどりがネットワークされている状態

骨格となるみどりとその周辺の拠点のみどりがまちなみのみどり・河川・ため池・ビオトープ・海辺空間・道路そして都市公園のみどりによって結ばれ、みどりのネットワークを形成して生物多様性の確保のための環境づくりが進んだ状態と捉えています。

◇まちなみのみどりのイメージ

市民生活と一体となったみどりが、守られ、つくられ、再生されている状態

身近なみどりがより多く守られ、つくられ、再生されることにより、みどり豊かなまちづくりが進められます。これにより人々の生活が潤いのあるものとなるとともに、美しい都市景観の創出やヒートアイランド現象の緩和及び生物多様性の確保を支えている状態と捉えています。

◇いきいきとした生活への貢献のイメージ

質の高いみどりが、市民のいきいきとした生活に貢献している状態

質の高い豊かなみどりが、守られ、つくられ、再生されることで、市民が身近にみどりにふれあうことが可能となるとともに、みどりの機能が十分に発揮されることで、市民生活の豊かさに貢献している状態と捉えています。また、大規模な自然災害の発生を未然に防ぐために、みどりを適切に管理することで、安全で安心して暮らすことができるようになります。その結果、より多くの市民がいきいきと生活し、「横須賀市に住み続けたい」と感じてもらえることにつながると考えています。

3 みどりの将来像の実現に向けた目標

みんなの力で 「みどりの量を維持・向上させるとともに質を高めます」

みどりの将来像、「多様なみどりが身近に存在し、それらがネットワークされた『みどりの中の都市』」の実現に向け、本市がめざしていくべき「みどり」における目標を上記のとおりとします。

みどりの量の維持・向上により、みどりが私たちの豊かな暮らしに大きく貢献するとともに、地球温暖化対策や生物多様性の確保に寄与することができます。そして、質の高いみどりとは、量だけで計ることのできない、みどりの持つ機能などを、より効果的により良い状態にしていくことです。

また、みどりは安全に、かつ誰もが親しめる状態に保つことにより価値が高まり、その結果として、本市の都市イメージを向上させ、市外からの観光や集客、定住人口の増加など、都市の価値を高めることにも寄与すると考えます。

(1) みどりの量の維持・向上

◇緑被率（約53.8%）の維持・向上をめざします

◇近郊緑地保全区域（2地区:約1,012.0ha）及び風致地区（5地区:約1,355.7ha）を維持し、みどり豊かなまちづくりをめざします

◇都市公園（約511ha、市民一人当たり12.59㎡）を維持するとともに、適切な配置をめざします

みどりの量を表す数値には様々な捉え方があります。

そこで「誰にもわかりやすく、地球環境問題などの直面する課題に対応する」という視点から、「樹木や草地など植物で被われた土地（樹林地、草地、田畑など）の面積」を「緑被率」として本市におけるみどりの全体量を表す指標としました。

本市の緑被率は53.8%（H22年度調査）で、市民生活に必要な都市施設の整備や、市民の生命・財産を守るための急傾斜地崩壊危険区域における防災工事の施工などにより、今後も減少する可能性があります。

そこで当面は、市民・事業者・行政等が協力しながら、今あるみどりを守り、つくることで、減少するみどりの量を抑え、維持していくことが求められます。

そして将来的には、人口減少等に伴う市街化区域の谷戸地域の低密度化に対応したみどりの再生などにより、緑被率の向上をめざすことが求められます。

また、近郊緑地保全区域などの一定の制限が掛かる地域制緑地を適切に保全し、維持することにより、本市の地形的特徴である骨格となる丘陵のみどりなどを守りながら活かし、みどり豊かなまちづくりをめざします。

豊かな市民生活に欠かせない都市公園は、これまで市民一人当たりの面積を量の指標としていました。しかし、今後は人口減少時代を迎えることから、そうした指標だけで捉えるのではなく、まずは、既存の公園を適切に維持していくこととします。

さらに、市民による利活用状況や公園誘致距離を勘案した適切な配置を検討するとともに、市民ニーズへの対応、長寿命化対策など、都市公園の質を高めることにも取り組んでいきます。これにより、市民の暮らしに潤いと安らぎの空間や健康増進の場を提供し、市民のいきいきとした生活や、交流人口や定住人口の増加へ貢献します。

(2) みどりの質を高める

- ◇目に見える「みどり」を増やします
- ◇より身近に親しめる「みどり」を増やします
- ◇多様な生物が生息・生育・繁殖できる場の再生をめざします
- ◇特定外来生物等の排除をめざします

みどりの質とは、みどりの持つ機能や役割を発揮させることで得られる効果のことで、単に数値だけで計ることができません。みどりをより良くしていくための個別目標の実現や様々な取り組み（＝施策の展開）により、その機能や役割を発揮させ、より良い状態が保たれていくことで「質の向上」が図られます。

道路面などに植栽することや街路樹を適切に維持管理していくこと（目に見える「みどり」を増やすこと）により、道路を利用する人にとって心の安らぎが得られたり、都市景観の向上が図られたりするなど、投資効果の高いみどりになると考えられます。

都市公園等は、これまでも比較的にみどりの少ない街なかでも多くの市民にみどりに親しむ場を提供してきました。今後は、より多くの人々が、さらにみどりを身近に親しめるような場の確保や機会を提供していくことが求められます。

魅力ある良質なみどりは、「住み続けたいまち」として、また市外からの観光や集客の効果があり、「定住人口」や「交流人口」増加など、本市の持続的発展には欠かせない「価値のあるみどり」となると考えられます。

外来種は、生息分布を拡大しながら、その土地に従前から存在していた生物（在来種）を駆逐し、生態系を破壊したり、農作物被害や生活被害をもたらすなど、様々な悪影響を与えます。特に、特定外来生物（台湾リス、アライグマ、オオキンケイギク等）は、すでに本市でも多くの被害や生育が確認されていることから、排除していくための施策を展開していくとともに、今後は、その他の外来生物の動向にも注意が必要です。

また、谷戸田などの里山的環境が多くあった時代は、本市にも三浦半島の豊かな自然環境を示す多種の生物が生息していました。しかし、近代化に伴う都市化と生活様式の変化に伴って、そうした場は荒廃するとともに、みどりの質が低下しました。

そこで今後は、それらの荒廃した場を自然豊かなみどりとなるよう、市民と行政等の協力により、再生に取り組みます。それにより、人々が身近に自然環境とふれあい、いきいきとした豊かな暮らしに大きく貢献することができます。

なお、樹林地等のみどりは、これまで量を確保していくことに比重が置かれていましたが、近年の気候変動による集中豪雨などの極端気象等に対応するため、今後は量だけでなく、防災性や安全性を重視していく必要があります。さらに、子どもから高齢者等の誰もが親しめるみどりとしていくためには、そのみどりの安全性の確保も大切です。

こうしたみどりの安全性の向上も、質を高める視点として重要な要素です。

4 7つの基本方針

計画の目標（計画の基本理念・みどりの将来像・みどりの将来像の実現に向けた目標）を達成するとともに、前提となる『計画の基本となる7つの考え方』（第Ⅱ章39ページ）を基として、本市の「みどり」に関する基本方針を以下の7つに定めます。

この7つの基本方針に基づいて本市のみどりの保全・創出を推進していきます。

基本方針 1	みどりをみんなで守り、つくり、再生し、育て、 活かすとともに、そのみどりと親しみ、 みどりを大切にする意識を未来の人々に継承します
基本方針 2	安全・安心の確保に寄与するみどりを守り、つくり、 再生するとともに、みどりを安全な状態に保ちます
基本方針 3	生物多様性を支えるみどりを守り、つくり、再生するとともに、 多くの生物が調和を持って生息・生育・繁殖できる環境を保ちます
基本方針 4	市民生活と一体となった身近なみどりを 守り、つくり、再生するとともに、快適で心地よい状態に保ち、 みどり豊かな市街地を形成します
基本方針 5	人々の交流やいきいきとした生活に寄与するとともに、 身近に親しめるみどりを守り、つくり、再生し、活かします
基本方針 6	横須賀らしい都市景観や自然的景観及び歴史的・文化的資産と 一体となったみどりを守り、つくり、再生します
基本方針 7	地球温暖化を緩和し、温暖化に起因すると考えられる 極端気象などの各種の変化に適応するとともに、 自然環境を支えるみどりを守り、つくり、再生します

基本方針1

みどりをみんなで守り、つくり、再生し、育て、活かすとともに、
そのみどりと親しみ、みどりを大切にする意識を未来の人々に継承します

- ◇みどりを活かしていく視点をもってみどりに対する働きかけ（守り、つくり、再生し、育てる）をしていきます。
- ◇みどりはかけがえのないものという意識を持って、それぞれの主体が役割分担あるいは連携を図り、みどりに対する働きかけをしていきます。
- ◇みどりを積極的に守り、つくり、再生し、育てながら活かし、未来の人々に継承していくための啓発や活動の場・連携・人づくりの充実を図ります。

これからは、みどりを活かすことを前提に積極的にみどりに対する働きかけをしていく視点が大切です。それによりみどりの持つ機能や役割が一層発揮されることとなります。

また、みどりを、将来を担う子どもたちの育成のためなどに活かしていく視点も必要です。

さらに、みどりは「かけがえのないもの」という意識を持って、市民・NPO・事業者・行政がそれぞれ主体性をもって役割分担あるいは連携を図りながらみどりを守り、つくり、再生していく必要があります。

そして、みどりを将来に向けて維持・管理し、みどりの持つ機能を十分に享受していくためには、私たちみんなで、みどりを育てながら活かし、未来の人々に継承していく必要があります。そのために必要な啓発や活動の場・連携・人づくりの充実が求められます。



継承の森におけるイベント
【光の丘水辺公園】



学校による総合学習
（継承の森に関する講演）

基本方針2

安全・安心の確保に寄与するみどりを守り、つくり、再生するとともに、
みどりを安全な状態に保ちます

- ◇安全・安心の確保に寄与するみどりを計画的に配置していきます。
- ◇災害を引き起こす危険に対処するため、河川流域・集水域や丘陵部の樹林地における治山、治水対策及び適切な維持管理のあり方を検討していきます。
- ◇樹林地などのみどりは、安全性を最優先しながら守っていきます。

東日本大震災や阪神・淡路大震災等の災害時には、公園などのオープンスペースが火災の延焼防止、大規模火災からの避難、消防などの広域応援の拠点となるなど、防災上重要な役割を果たしました。また、被災後は避難者の生命を保護する場や、復旧・復興活動の拠点としても重要な役割を果たしています。こうした機能を踏まえ、災害時における安全・安心の確保に寄与するみどりを計画的に配置していく必要があります。

一方、丘陵部におけるみどりは、防災の観点から、適切な防災施設整備が必要です。

また、過去の歴史において、樹林地は、人々の生活と密接に結びつき、適切な維持管理が行われてきました。しかし、現在は、人為的な管理が行き届かないことに起因する荒廃が目立っています。その結果、樹木が大きく育ち過ぎ、林床に陽が入らないため下草が生えず、露出した土砂の流出による倒木や土砂崩れが起きています。さらに、樹林地が有する保水力の低下を招き、予測を超えた大雨や突発的な集中豪雨など極端気象に起因した河川の急激な増水などの災害を引き起こす危険があります。こうしたことから、今後は、樹林地などのみどりは、安全性を最優先に考え、市民生活の安全・安心に寄与するよう、適切に管理しながら守っていく必要があります。



公園で実施された防災訓練の風景



樹林地管理【長坂5丁目市民緑地】

基本方針3

生物多様性を支えるみどりを守り、つくり、再生するとともに、
多くの生物が調和を持って生息・生育・繁殖できる環境を保ちます

- ◇多様な生物が生息・生育・繁殖していく場となるみどりを保全・創出していきます。
- ◇三浦半島の生態系を守るため、特定外来生物等の排除をめざします。
- ◇広域から市域までを網羅した生態系に配慮したみどりのネットワークづくりを進めます。

豊かな自然環境に人々がふれあう機会が減少した現代にとって、生物多様性の確保は、人と自然との共生を考える上で大切な要素です。さらに、そこから得られる様々なめぐみは、人々の生活を豊かにしてくれます。そして、多くの生物が生息・生育・繁殖できる環境は、動植物などの生物に限らず、人々の生活にとっても貴重であり、自然環境の質の高さを示すものでもあります。

また、生物多様性の確保は、地球規模、国家レベルで求められる人類共通の課題であるため、国は「生物多様性条約」を受け、「生物多様性基本法」を制定するとともに、「生物多様性国家戦略2012-2020」を策定しました。

本市においては、生物多様性の確保に向けて市域レベルで対応していくことにより、様々な形で市民に還元され则认为しています。そのため、まず既存の自然環境を把握し、地域の特徴を踏まえ、生物多様性の確保に配慮していく必要があります。さらに、多様な生物が生息・生育・繁殖する豊かなみどりを未来の人々へ引き継いでいくことは、現代の私たちの使命であるとも考えます。

生物多様性を確保していくためには、単に多自然的な環境を保全・創出していくだけでなく、生態系を考慮しながら街なかのみどりを積極的につくり、それらを適切につなぎ、ネットワークさせていくことが重要です。さらに、本市の樹林地の一部には、過去に人の手が加えられていない「自然植生」が残っており、貴重なみどりとして後世に引き継いでいく必要があります。

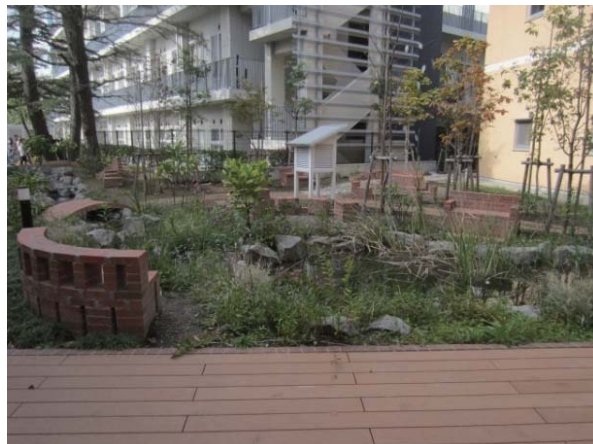
また、過去に人の生活と密接につながりを持った、里山的環境（水田やため池などの水辺地や草地、樹林地などの環境がまとまって存在する環境）は、生物が生息・生育・繁殖できる豊かな環境であることから、再生に向けた取り組みが必要です。これらの環境は、生物の多様性を支えるとともに、豊かな自然環境に人々がふれあう場ともなります。

一方、かつて三浦半島には生息していなかった外来種が、多く繁殖するようになり、それらに起因して在来種が駆逐されるとともに、農業被害や生活被害も頻発しています。

そこで、特定の生物だけが突出し、優位性を持つことなくバランスを保てるよう、特定外来生物の「アライグマ」「タイワンリス」「オオキンケイギク」等を排除するとともに、「トキワツユクサ」などその他の外来種の動向にも注意を払う必要があります。



自然環境の再生事例【光の丘水辺公園】



学校ビオトープ事例【諏訪小学校】

基本方針4

市民生活と一体となった身近なみどりを守り、つくり、再生するとともに、快適で心地よい状態に保ち、みどり豊かな市街地を形成します

- ◇市街地やその周辺のみどりを保全するとともに、新たに創出していきます。
- ◇効果的にみどり豊かで良質な都市環境を形成するため、目に見えるみどりや安全な状態で楽しむことができるみどりを増やします。
- ◇少子・高齢化社会に向けて公園などを子どもから高齢者まで誰もが利用しやすいようリニューアルを進めていきます。

市街地やその周辺のみどりは今後も減少する可能性があります。そこで、それらを補い、みどり豊かなまちづくりを推進するためには、公園、道路、学校等の公共空間や民有地の庭等の緑化を積極的に行っていくなど、新たなみどりを創出していく必要があります。それによって潤いのある市民生活の場の創造や、ヒートアイランド対策の効果が期待されます。

また、今後は単なる量の増加を目的とした緑化を推進するのではなく、目に見えるみどりや安全な状態で楽しむことのできるみどりを増やすことが、みどり豊かなまちづくりには効果的であるとともに、人々の日常生活の快適性が向上し、美しい都市景観の創出にも寄与することにつながります。

また、地域の人々のコミュニケーションや憩いの場となる公園などを、適正に配置する必要があります。さらに、少子・高齢化社会に向けて、子どもから高齢者まで誰もが利用しやすいようにリニューアルしたり、施設を適正に維持管理するとともに、憩うことのできる緑地を確保し、身近にみどりを感じられるようにしていく必要があります。それによっていきいきと健康に暮らせるまちづくりや、将来の人材を担う子どもたちの「こころ」と「からだ」の健やかな成長に貢献します。さらに、市民がこれからも、住み続けたいまちと思えるようにしていくために大切な要素であり、今後も充実させていくことが必要です。そして、これらのみどりを市民生活のなかで、みんなで育て、活用していくことが大切です。



市民生活と一体となったみどり
【うみかぜ公園】



みどり豊かな市街地の形成事例
【市役所前公園】

基本方針5

人々の交流やいきいきとした生活に寄与するとともに、
身近に親しめるみどりを守り、つくり、再生し、活かします

- ◇人々の交流の場となる公園などは、計画的な整備・リニューアルや、適切な維持管理により充実を図ります。
- ◇拠点となるみどりを積極的に活用し、道路（交通機能を含む）やプロムナードで結び、利活用機能を高めていきます。
- ◇人々が身近に感じ、ふれあえるみどりを保全、創出します。

人々の生活に憩いや楽しみを提供し、健康増進に寄与する公園などのオープンスペースは、市内外の人々が訪れ、観光や交流の拠点となる大切な場です。これらの施設をより個性的で魅力あるものにすることは、市民生活の質の向上や都市の魅力を高め、交流人口を増加させ、子どもから高齢者までの世代を超えた交流を育むために大切であり、計画的な整備（リニューアル等）や適切な維持管理により充実を図る必要があります。

また、これらの拠点のみどりを積極的に活用し、プロムナードや散歩道などで結ぶことにより利活用機能を高めていきます。

さらに、市民が身近に自然とふれあえる機会を与え、安らぎや癒しを提供するみどりは、人々のいきいきとした交流の促進に貢献するとともに、本市の魅力を市外に発信し、「住みたいまち横須賀」としていくためには、大切な要素です。



リニューアル事業で整備したバリアフリースイートイレ
【佐原3丁目公園】



バリアフリースイートイレの内部
【佐原3丁目公園】



交流の拠点となるみどりの事例
【三笠公園】

基本方針6

横須賀らしい都市景観や自然的景観及び歴史的・文化的資産と一体となったみどりを守り、つくり、再生します

◇市街地に存在する斜面緑地を守るためには急傾斜地における防災対策を優先しつつ、守る対象・主体・手法などを明確にして、そのあり方を総合的に検討し、実施可能な手法の活用により都市景観及び自然的景観を守っていきます。

◇「谷戸地域のみどりの再生」について長期的視野に立って検討していきます。

◇海辺の景観や歴史的・文化的資産と一体となったみどりを守り、つくり、再生していきます。

市街化区域内に存在する斜面緑地は、海、河川、谷戸と一体となり、本市特有の都市景観や自然的景観を形成する重要な要素です。そこで、どのように斜面緑地を守っていくかについては、急傾斜地における防災対策を優先しつつ、景観的視点や地形的特性など様々な視点から検討していく必要があります。また、斜面緑地のほとんどが民有地であることから、今後も継続して土地所有者に持ち続けていただくことや、市民・NPO・事業者などが主体となって行政と連携しながら守っていくことなど、斜面緑地を守る対象、主体、手法などを明確にして、そのあり方を総合的に検討する必要があります。

また、「人口減少・少子高齢化」を背景とした「拠点ネットワーク型都市づくり」を進めることによって、将来的に谷戸地域では居住者が減少していく可能性があります。そこで、低密度化が進行する谷戸をみどり豊かな地域にしていく「谷戸地域のみどりの再生」について、長期的視野に立った検討が必要になります。

また、市街地においても、みどり豊かな景観を形成していくことが必要です。

さらに、三方を海に囲まれた本市の地形的特徴である良好な海辺の景観と一体となったみどりや、歴史的・文化的資産と一体となったみどりや景観を守り、つくり、再生していく必要があります。



自然的景観を活かしたみどりの事例
【立石公園】

基本方針7

地球温暖化を緩和し、温暖化に起因すると考えられる極端気象などの各種の変化に適応するとともに、自然環境を支えるみどりを守り、つくり、再生します

- ◇温室効果ガスの吸収源となる樹木などのみどりを増やすため緑化を推進します。
- ◇地球温暖化のもたらす様々な変化に適応できるみどりを保全・創出していきます。
- ◇丘陵部のみどりを守り、適切に維持管理していきます。

地球温暖化の主たる要因は二酸化炭素などの温室効果ガスの増加によるものとされています。樹木などの植物は二酸化炭素を吸収することから、国が京都議定書を受け制定した「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき策定された「京都議定書目標達成計画」では、都市緑化の推進により、みどりが温室効果ガスの吸収源の一部を担うものとして位置づけられています。

同計画では、「地方自治体は『緑の基本計画』に基づき積極的な緑化の推進を図っていく」としています。

こうした背景を受け、本市においても、公共・民間を問わず様々な場において緑化を推進し、地球温暖化防止に向けた役割を果たす必要があります。

一方で、地球温暖化はすでに進行しており、地球規模の気候変動による台風の巨大化や豪雨の頻発など極端気象に起因した土砂災害、さらには海面上昇による被害が現実のものとなっています。

本市においても、今後起こり得る災害に備え、被害を最小限とするため、温暖化に適応したみどりの保全と創出が必要です。

また、多摩から三浦半島に及ぶ丘陵部のみどりは、本市の自然環境の骨格を形成し、重要なみどりとして今後も引き続き守っていく必要があります。これらの丘陵部のみどりについては守るだけでなく、自然を感じることもできるような活用や、適切に維持管理していく視点も大切です。

これらの自然環境のみどりを後世へ引き継いでいくことは、次世代を担う子どもたちの豊かな感性と自然を大切にする心を育み、さらに未来へみどりを引き継いでいくために重要です。



地球温暖化の緩和に寄与する植樹活動の様子
【めぐりの森植樹祭】